

(事業所)
所在地 名称 事業主

事業所記号

常務理事	事務長	業務課長	係

健保事務担当者確認欄	<input type="checkbox"/>
令和 年 月 日 提出	

<b>正</b>	健康保険 <b>育児休業取得者申出書</b>	( <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 終了)
----------	------------------------	--

申出者・新規	① 被保険者番号	② (氏) (名)	③ 生年月日・性別	1. 男 2. 女	④ 年齢
		フリガナ	5. 昭和	年 月 日	歳
		氏名	7. 平成	年 月 日	
	⑤ 養育する子 氏名 (フリガナ)	⑥ 区分	1. 実子 2. その他	⑦ 標準報酬月額	千円
	⑧ 養育する子 生年月日	令和 年 月 日	⑨ 養育開始年月日 (実子以外)	令和 年 月 日	
⑩ 育児休業 開始年月日	令和 年 月 日	⑪ 育児休業 終了予定年月日	令和 年 月 日		
⑫ 育児休業等取得日数	日	⑬ 就業予定日数	日	⑭ パパママ育休プラス該当 <input type="checkbox"/> 該当	⑮ 備考

延長	⑯ 育児休業終了 (予定)年月日 (変更後)	令和 年 月 日	○終了予定日を延長する場合 (必ず「申出者」欄も記入して下さい。なお、⑩は当初申し出た日付となります。)
	⑰ 変更後の 育児休業等取得日数	日	

終了	⑱ 育児休業 終了年月日	令和 年 月 日	○予定より早く育児休業を終了した場合 (必ず「申出者」欄も記入して下さい。なお、⑩は当初申し出た日付となります。)
	⑲ 変更後の 育児休業等取得日数	日	

育休等 取得内訳	1	⑳ 育児休業等 開始年月日	令和 年 月 日	㉑ 育児休業等 終了(予定)年月日	令和 年 月 日	㉒ 育児休業等 取得日数	日	㉓ 就業予定 日数	日
	2	㉔ 育児休業等 開始年月日	令和 年 月 日	㉕ 育児休業等 終了(予定)年月日	令和 年 月 日	㉖ 育児休業等 取得日数	日	㉗ 就業予定 日数	日
	3	㉘ 育児休業等 開始年月日	令和 年 月 日	㉙ 育児休業等 終了(予定)年月日	令和 年 月 日	㉚ 育児休業等 取得日数	日	㉛ 就業予定 日数	日
	4	㉜ 育児休業等 開始年月日	令和 年 月 日	㉝ 育児休業等 終了(予定)年月日	令和 年 月 日	㉞ 育児休業等 取得日数	日	㉟ 就業予定 日数	日

- 注意事項
- ⑩育児休業等開始年月日と⑪育児休業等終了(予定)年月日の翌日が同月内の場合  
⇒⑫育児休業等取得日数と⑬就業予定日数を記入してください。  
⇒さらに同月内に複数回の育児休業取得の場合は、⑩は初回の育児休業開始年月日、⑪は最終回の育児休業等終了予定年月日とし、「育休等取得内訳」欄も記入してください。
  - ⑩育児休業等開始年月日と延長後の⑯育児休業等終了(予定)年月日の翌日が同月内の場合  
⇒⑰変更後の育児休業等取得日数を記入してください。
  - ⑩育児休業等開始年月日と⑱育児休業等終了年月日の翌日が同月内の場合  
⇒⑲変更後の育児休業等取得日数を記入してください。

受付印
処理年月日

令和4年10月改訂版

(事業所)
所在地 名称 事業主

事業所記号

〒310-0022 茨城県水戸市梅香1-5-5 JA会館分館5F TEL.029-232-2270 茨城県農協健康保険組合 理事長
---

副	健康保険 育児休業取得者確認通知書	( <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 終了)
---	-------------------	--

申出者・新規	① 被保険者番号	② (氏) フリガナ 氏名	(名)	③ 生年月日・性別	1. 男 2. 女	④ 年齢
				5. 昭和	年 月 日	歳
				7. 平成	年 月 日	
	⑤ 養育する子 氏名(フリガナ)		⑥ 区分	1. 美子 2. その他	⑦ 標準報酬月額	千円
⑧ 養育する子 生年月日	令和 年 月 日	⑨ 養育開始年月日 (美子以外)	令和 年 月 日			
⑩ 育児休業 開始年月日	令和 年 月 日	⑪ 育児休業 終了予定年月日	令和 年 月 日			
⑫ 育児休業等取得日数	日	⑬ 就業予定日数	日	⑭ パパママ育休プラス該当 <input type="checkbox"/> 該当	⑮ 備考	

延長	⑯ 育児休業終了 予定年月日 (変更後)	令和 年 月 日	○終了予定日を延長する場合
	⑰ 変更後の 育児休業等取得日数	日	

終了	⑱ 育児休業 終了年月日	令和 年 月 日	○予定より早く育児休業を終了した場合
	⑲ 変更後の 育児休業等取得日数	日	

育休等 取得内 訳	1	⑳ 育児休業等 開始年月日	令和 年 月 日	㉑ 育児休業等 終了(予定)年月日	令和 年 月 日	㉒ 育児休業等 取得日数	日	㉓ 就業予定 日数	日
	2	㉔ 育児休業等 開始年月日	令和 年 月 日	㉕ 育児休業等 終了(予定)年月日	令和 年 月 日	㉖ 育児休業等 取得日数	日	㉗ 就業予定 日数	日
	3	㉘ 育児休業等 開始年月日	令和 年 月 日	㉙ 育児休業等 終了(予定)年月日	令和 年 月 日	㉚ 育児休業等 取得日数	日	㉛ 就業予定 日数	日
	4	㉜ 育児休業等 開始年月日	令和 年 月 日	㉝ 育児休業等 終了(予定)年月日	令和 年 月 日	㉞ 育児休業等 取得日数	日	㉟ 就業予定 日数	日

上記のとおり育児休業者を確認したので通知します。保険料が免除される旨、被保険者へお知らせ下さい。  
保険料が免除される期間は、育児休業開始年月日の属する月から育児休業終了日の翌日の属する月の前月までです。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に対して審査請求をすることができます。(また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求または処分の取り消しの訴えを提起することができます。)  
再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2ヶ月以内に文書または口頭で社会保険審査会(厚生労働省)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6ヶ月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6ヶ月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定または裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)  
なお、審査請求があった日から2ヶ月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

確認印
-----

令和4年10月改訂版

### <手続きの概要>

- この申出は、被保険者から育児休業等取得の申し出があった場合に事業主が行います。  
この申出により、育児休業等開始月から育児休業等終了年月日の翌日の属する月の前月までの期間、保険料が免除されます。

### <留意事項>

- この申出は、被保険者が次の①～④の育児休業等を取得するたびに手続きを行う必要があります。
  - ① 1歳に満たない子を養育するための育児休業（「出生時育児休業」を含む）
  - ② 1歳から1歳6ヶ月に達するまでの子を養育するための育児休業
  - ③ 1歳6ヶ月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業
  - ④ 1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業
- 「出生時育児休業」とは、子の出生後8週間のうち最大4週間について取得することができるものです。  
労使で事前調整したうえで休業期間中に就業することを可能としており、その就業する予定の日数を「就業予定日数」といいます。
- 「育児休業取得者申出書」により保険料の免除を受けられる期間は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限り、  
なお、事業主等は労働者にあたらなため、この法律による育児休業等は取得できません。
- 育児休業等開始年月と育児休業等終了年月日の翌日が属する月が同一の場合には、当該月内で合計14日間以上の育児休業等を取得しているときに限り、その月の標準報酬月額に係る保険料が免除となります。
- 育児休業等開始年月日から1月を超える育児休業等を取得した場合に限り、育児休業等開始年月から育児休業等終了年月日の翌月が属する月の前月までに支払われた賞与に係る保険料が免除されます。
- この申出は、育児休業等開始年月日から、育児休業等終了後1月以内の間に提出してください。  
1月を経過した後に提出する場合は、確認のための資料の提出を求めることがあります。